

東ティモールにおける住民参加型国家建設の可能性について

The Possibility of Participatory State-building in Timor-Leste

石塚勝美

Katsumi ISHIZUKA

概要

本論は、国際社会における国家建設において、外部組織主導による介入や援助よりはむしろ地域住民の能力の最大限の活用、地域の人々の直接参加の積極的な奨励に重点を置く、すなわち住民参加型国家建設について焦点を当てた。本論は、参加型国家建設の概念に対する理解の向上のためにその関連する6つキーワード（オーナーシップ・底上げ政策、地方分権化、脱自由主義的平和構築、脱西洋型民主主義、文化的側面、ハイブリッドな国家建設）を取り上げた。参加型国家建設を促進するには、これらの事象を向上させていくことが考えられた。

本論は次に参加型国家建設を東ティモールに焦点を当てて論じた。まず東ティモールにおける参加型国家建設をする上での一般的で大きな枠組みでの長所・短所を考え、それを積極的に推進する要素と、それを推進する上で懸念される消極的な要素をあげた。その結果、積極的な要素として4項目（民族性、経済的側面、アクセスのしやすさと利便性、親近感と豊富な知識量）、そして消極的な要素として3項目（物資や専門性の不足、正当性の問題、平等性や公平性の問題）が指摘された。さらに東ティモールにおける参加型国家建設に関しての具体的なケースとして女性への暴力における紛争解決および司法制度について、上記の6つのキーワードに即して分析した。その結果、東ティモールにおける参加型国家建設は積極的に進める価値があることが認識された。

キーワード：東ティモール、参加型国家建設、国際連合、オーナーシップ、ハイブリッドな国家建設

Abstract

This paper dealt with participatory state-building, which maximises the capacity of local people and their direct participation in the state-building process. In order to enhance the understanding of the concept of participatory state-building, this paper first introduced its six keywords: local ownership and a bottom-up approach; decentralization in state-building; anti-liberal state-building; anti-western democratization; state-building and cul-

ture; and the possibility of hybrid state-building.

This paper then focused on Timor-Leste as the case study. This paper then discussed about the potential positive and negative factors of participatory state-building in Timor-Leste. The positive factors included the social aspect, the economic aspect, accessibility, and familiarity and knowledge. The negative factors included a lack of resources, the issue of legitimacy, and the issue of impartiality. Furthermore, this paper applied the six keywords of participatory state-building to a conflict resolution of gender-based violence and the following justice process in Timor-Leste. An analysis of the application indicated that participatory state-building should be further promoted in Timor-Leste.

Keywords: Timor-Leste, participatory state-building, the United Nations, ownership, hybrid state-building

目次

1. 導入
2. 参加型国家構築の基本概念について
3. 東ティモールにおける参加型国家建設の分析
 - 3.1 積極的な要素
 - 3.2 消極的な要素
4. 東ティモールにおける参加型国家建設：司法分野をケースとして
 - 4.1 文化的側面の重視について
 - 4.2 底上げ政策・オーナーシップや地方分権について
 - 4.3 脱自由主義的平和構築や脱西洋型民主主義の立場から
 - 4.4 ハイブリッドな国家建設の可能性について
5. 結論

1. 導入

国際社会は、紛争後の国家を立て直すために平和構築活動を重要視してきた。国連や地域機構による平和構築とは、新しいガバナンスの構築、法の支配、治安の向上、司法制度の確立等である。そのような平和構築による国家建設は、一般に先進国や西洋諸国を基準としながらも、一般的には「グローバル・スタンダード」と呼ばれる基準でなされてきた。

そのような西洋社会主導の国家建設は、紛争後の国家における伝統的なものとは異なる

新しいやり方を導入することが多い。なぜならそのような導入者あるいは介入者は、自分たちの西洋的なやり方が、効率（efficiency）、正当性（legitimacy）、民主性（democracy）においてその地域や現地固有のそれらよりも優位性があると信じているからである。例えば、民主化（democratization）という言葉は、西洋社会主導の国家建設において頻繁に使われている。

さらに国際社会は、紛争後の脆弱国家に対して西洋民主国家の積極的な介入を奨励していることも事実である。例えば、彼らは開発の分野では「ミレニアム開発目標（the Millennium Development Goals: MDG）」を掲げ、安全保障の分野では「保護する責任（the Responsibility to Protect: R2P）」という概念を打ち出している。同様に「人道的介入（humanitarian intervention）」や「人間の安全保障（human security）」は平和活動において頻繁に提唱されている概念である。

その一方で、西洋社会主導の国家建設が実務者や学者たちから多くの問題を指摘されていることも事実である。例えば、西洋社会主導の国家建設は、民主化と市場形成と密接に関係しているが、そこに導く過程があまりにも迅速すぎるために、この国家建設が適切で満足なものにならないと指摘される。¹ また外部による国家建設者たちは、その政治的な意思や物資に欠けるために、その地域レベルにおいて大きな変革を遂げることができないとも指摘される。² そのような国家建設は野心が強すぎ、あるいは盲目的になるとも指摘される。2004年8月のコフィ・アナン（Kofi Annan）事務総長による報告書も発展途上国の平和構築の課程において外部による過度な介入を次のように認めている。

外国人専門家、外国のモデル、そして外国人向けの解決策が、持続可能な発展や能力開発に有害であると指摘されることがあまりに多い。確かに国内専門家も国際専門家も（国家建設に対して）重要な役割を果たしている。しかし彼らはその国家が何を欲しているのか、そしてその国家の能力が如何程なのかについて徹底的に分析することにより効果的そして持続可能な可能であることを学んでいなかったのである。³

それゆえ国際社会は国家建設において次の新たな段階に進むべきである。その新たな段階とは、その地域の人々の能力を最大限に活用することである。言い換えれば、新しいタイプの国家建設とは地域の人々の直接参加を積極的に奨励することである。地域住民の参加というものは、開発の分野においてはオーナーシップを高めるために奨励されることが多いが、国家構築のほかの分野、すなわちガバナンス、安全保障、法の支配等の分野にも積極的に注目されるべきである。

本論は、住民参加型国家建設（これより単に参加型国家建設と略する）に関して、とりわけ東ティモールをケースに取り上げる。本論はまず参加型国家建設に関する基本概念を

説明する。次に本論は東ティモールにおける参加型国家建設における強みと弱みについて討論し、後にその潜在性あるいは可能性について論じる。

2. 参加型国家構築の基本概念について

参加型国家構築の基本概念は広範囲に説明され得る。参加型国家建設は、その定義について理解する上で次のようなキーワードによって説明され得る。

まず第1のキーワードとして、「オーナーシップ」あるいは「底上げ政策 (a bottom-up approach)」があげられる。すなわち国家建設は、地域の人々、とりわけ最下層の人々を中心として考慮し、かつ彼らがイニシアティブを取っていかうとすべきものである。フランシス・フクヤマ (Francis Fukuyama) は、国家建設において地域の者達が主導権を握ることに対していくつかの懸念を認めている。例えば、国家建設に興味を持つ地域住民は、彼らが国家建設のためにできる活動範囲を理解できないことがあり、また自分たちの特定の利益や権力を維持することを主目的として活動することもあり得る。それにもかかわらずフクヤマは、地域住民のオーナーシップを最大限に活用するために外部の国家建設者は、自らの主導権を制限すべきである主張している。その理由として第1に外部団体が、完璧な状態で国家を統治し続けるのは困難であるということ、第2に外部団体は、その国家に適した統治の仕方を理解できないこともあり得ること、第3に早期のオーナーシップの確立は、外部団体が早期撤退を可能にすべく持続可能な制度の創造力を高めることの3項目をあげている。⁴サイモン・チェスターマン (Simon Chesterman) は、紛争後の国家建設活動におけるオーナーシップを高めるには、以下の6つの事柄が重要になってくるといふ。その6つの事柄とは、地域住民の直接の「参加 (participation)」、地域環境への積極的な「対応 (responsiveness)」、地域住民との「協議 (consultation)」、国家建設活動をする上での地域住民への「説明責任 (accountability)」、国際機関の構造に影響されないための地域当局による「コントロール (control)」、外国からの要員の撤退を要求できるほどの「主権 (sovereignty)」の力である。⁵

参加型国家建設に関する第2のキーワードとして中央集権に対する「地方分権化 (decentralization)」があげられる。世界銀行は、地方分権化を「公的機能における権力や責任の所在を中央政府から地方政府、準独立政府、あるいは民間部門に移譲すること⁶」と定義している。地方分権システムは、その国家の首都に設置される中央政府が政治的権力を独占する傾向にある中央集権システムよりは、より多くの地域の人々の参加を期待できる。ジョアン・ウォリス (Joanne Wallis) は、この地方分権化には多くの長所が存在する。ウォリスによると地方分権化は、政治指導者の責任や地域住民のさまざまな要求に対する対応能力を向上させ、さらに安価なコストでより良い品質のインフラ整備を可能にす

る傾向にある。また地方分権化は、経済的な資材をそこに属する人々に分配することにより、紛争の潜在性を低減させることができる。さらに地方分権化は、社会活動や政治活動における多様性も促進させることができる。ウォリスは、このような地方分権化の長所によって国家全体における信頼性を高め、社会契約の原則を強めることができるという。⁷ このように地方分権化は、民主化システムを良好に機能させるための重要な改革プロセスのひとつであると考えられるが、この地方分権化を成功させるためにはさまざまな条件がある。そのような条件とは、会計や財政分野における地方分権化、地域政府のある程度の統治能力の維持、そして中央政府の地方分権化に対する前向きな承認である。⁸ 参加型国家建設もそのような条件が伴って初めて良好に機能し得ると言えよう。

参加型国家建設に関する第3のキーワードとして「脱自由主義的平和構築 (anti-liberal peace-building)」があげられる。リー・ジョーンズ (Lee Jones) は、自由主義的な平和構築は、ガバナンスや国家政策に弱点を持つ脆弱国家に問題を見出し、法の支配や個人財産権のような市場における発展を支えていくような「正当性のあるプロセス」を確立していくために介入していると指摘している。このような国家建設におけるアプローチの仕方は、人的資源や行政的あるいは制度的な問題として「崩壊した国家」を捉えている。自由主義的制度主義者 (liberal institutionalist) は、能力開発や最善の実践行動 (best practice) を実施する行政の政策を強調する。⁹ しかしながらオリバー・リッチモンドは、自由主義的な平和構築は、上層部からの押さえつけが顕著であり、公的制度や安全保障や市場を優先することにより、国民の日々の生活について深く意識しないと論じている。自由主義的平和構築は、ややもすると植民地主義的な自由主義な「暗」の側面や、地域の人々の生活状況を無視しているということを意識しないのである。そして彼は自由主義的平和構築は、そのような市場優先政策への移行が迅速すぎるというのである。¹⁰ リッチモンドは、外部介入者の自己中心的な意思が、紛争環境における国内の悲惨な状況に関与した場合、自由主義的な平和は、虚像の平和に過ぎないと結論付けている。¹¹ 参加型国家建設は、上からよりは下からの底上げ (bottom-up) の効果を期待しており、それは地域の人々の日々の生活を基準にすることを強調されるべきである。人々の毎日の生活を基準とする国家建設は、虚像の平和ではなく真実の平和をもたらす。国家が完全に崩壊し、外部からの介入を必要とし、すべての国家建設をゼロからスタートさせなくてはならないときには自由主義的な国家建設は、適しているであろう。しかし国家の機能や国家の指導能力が、少なくとも残っている場合には、参加型国家建設のほうが好ましいであろう。参加型国家建設は、自由主義的な国家建設よりもその建設過程が迅速ではないかもしれない。しかし前者は、後者よりも国民社会により深く根ざしているのである。

参加型国家建設に関する4つ目のキーワードとして「脱西洋型民主主義」があげられる。これは3つ目の「脱自由主義的平和構築」に類似しているが、西洋型民主主義は、

自由主義的平和構築よりもさらに外部介入者にとって自己中心的な思想である。猪口孝によると、現代の民主主義に対する見方というものは、西洋型民主主義にかぎりなく類似するセイモア・マーティン (Seymour Martin) の民主主義の定義から離れ、かなり多様的であると述べている。実際に、猪口はアジア諸国内の民主主義の多様性も顕著であると述べている。それにもかかわらず猪口によるとアジア太平洋地域においてより良い統治をする上で共通した重要な事柄があるという。それらは、教育への尊厳、契約や法律よりも信頼に基づいた社会性、強い社会的責任感を備えた政府の存在等である。彼は、アジア地域の民主主義は、ウェストミンスターモデルの基づいているのではないと結論付けている。例えばアジア太平洋地域の政治制度は、官僚組織における高い地位や士気があり、アジア地域の民主主義は、段階的な独裁主義、東洋文化優位主義、そして政治的権威主義に深く関係している。¹² ところが多くの外国からの国家建設者たちが、そのようなアジア地域の民主主義やアフリカやその他の土着の政治的価値観に対して精通しているのかは疑わしい。もしそうであれば、紛争後の国家建設は、彼らにとって慣れ親しんでいない西洋主導型の民主主義よりはむしろ、彼ら自身に適した民主主義を目指すべく、地域の当事者を多用するほうが賢明である。

5つ目のキーワードとして、国家建設における「文化的側面の重視」である。たとえば『下層者から見られる平和活動 (*Peace Operations Seen from Below*)』の著者であるビトリス・ポーリニー (Beatrice Pouligny) は、平和活動における平和維持者や平和構築者と地域住民との間での異文化分析を調査した。彼女は、国連主導の平和構築活動は、その活動過程において文化的多様性を理解できていないと述べている。国連が活動中のコミュニティにおいて、その地域の人々とコミュニケーションを図ろうと試みたことはほとんどないとしている。彼女は特にハイチやエルサルバドルにおいては、国家建設過程における国連スタッフのこのような軽視的な態度が多く見られたと指摘している。¹³ 同様に『炎の中の平和維持活動—文化と介入 (*Peacekeeping under Fire: Culture and Intervention*)』の著者であるロバート・ルービンシュタイン (Robert Rubinstein) は、国連ミッションの地域文化との融合は重要であり、そのようなことはミッションが始まる前に準備されなければならないと主張している。彼はこの段階において問題となることは、国家建設プログラムが発展していく過程で法の支配が促進され、紛争が沈静化され、地域のガバナンスが確立していく中で、国連ミッションが如何に地域の文化と積極的に深くかかわっていけるかである。彼が強調しているところは、平和活動が地域の人々によって受け入れられる方法でミッションの効率を高めていくべきであるということだ。¹⁴ すなわち地域の文化を優先する参加型国家建設は、国家建設者と地域文化の融合を促進していくのである。

6番目、そして最後のキーワードは、国家建設における新たな可能性として「ハイブリッドな国家建設」である。このハイブリッドな国家建設というものの概念は、上記の

キーワードの中でも「脱自由主義的平和構築」「脱西洋型民主主義」と「国家建設と文化」を融合していくことである。すなわちそれは、「モダンと伝統」「西洋と脱西洋」そして「西洋の合法的な合理性と儀式に基づいた非合理性」のそれぞれの融合といえる。¹⁵ このようなハイブリッドな政策は、参加型国家建設を促進する上で、便宜的ではあるが現実的な方法である。

3. 東ティモールにおける参加型国家建設の分析

上記で述べたように、すべての紛争後の国家建設に共通するような参加型国家建設に対する共通の概念を理解することは重要である。さらに参加型国家建設を成功裏に終了させるには、その国家や地域固有の特質を理解しなければならない。つまりその国家や地域において参加型国家建設を実行する上での積極的な要素と消極的な要素を理解することは重要である。すなわちある国家において特定の分野の参加型国家建設はよい結果を生むにしても、別の国家ではそうとは限らないということである。ここでは東ティモールに焦点を当てて、その国家における参加型国家建設を取り入れる積極的な要素と消極的な要素をあげる。

3.1 積極的な要素

東ティモールを例にとると、参加型国家建設を積極的に取り入れるべき様々な要素がある。まず第一に取り上げるべきは歴史的背景による民族性である。リー・ジョーンズ (Lee Jones) は、成功する平和構築や国家建設は、単に制度の構築のみならず、どのように国家制度や国家能力が作られ、発展し、優遇されるかについて考えていけるような社会政治的な融合体の構築も必要であると指摘している。東ティモールにおいては、その文化として、敵対、敵意、抵抗の文化があることが注目される。ジョーンズは、東ティモールの歴史においてフレティリンに誘導された多くのティモール人が、インドネシアによる強制的な（インドネシアの一部としての）国家建設に対して抵抗を示したと述べている。それゆえ東ティモールの併合活動としての国家建設は、東ティモールの民族抵抗に対応すべくインドネシアの多額な軍事活動に依存していたのである。しかもインドネシアは、東ティモールの併合活動において東ティモール社会に自らを深く浸透させることができなかった。むしろインドネシアと東ティモールにおけるインドネシア支持派とが深く相互依存していたのである。すなわちインドネシアを支持する反フレティリン派のエリートたちは、インドネシア側に民兵を供給することによりインドネシアと同盟関係を結ぶ見返りとして東ティモールにおいて行政職や議員職を獲得していった。インドネシアは、直接統治をすることはできずに、その統治を地域の部族の酋長に依頼するにとどまっていた。¹⁶ そ

の後、東ティモールにおける最初の国連平和維持活動である東ティモール国連暫定行政機構（The United Nations Transitional Administration in East Timor: UNTAET）も前例のインドネシア政府と同様な経験をするようになった。すなわち UNTAET も東ティモール社会において国家建設を成し遂げるため理想的な参加を果たすことができなかった。UNTAET の努力によって独立を果たした新興国東ティモールでは、最貧国という過酷な環境の中、権力や資源を巡って敵対行動が繰り返されていった。¹⁷ このことは、東ティモールの 2006 年における内紛といえる安全保障上の危機によって認識される。この「2006 年危機」は、東ティモール国防軍（F-FDTL）と東ティモール警察（PNTL）の間での争いと国内の政治家間の敵対意識が引き金となった。この安全保障上の危機は、東ティモールがいかに縁故依存社会や抵抗依存社会という文化に深く根付いているかを示すことができる。そして東ティモールにおけるこのような縁故依存社会や抵抗依存社会は、新興国家としてのアイデンティティ形成よりも優位に立っていることがわかる。実際にインドネシアが東ティモールから撤退した 1999 年以降も、東ティモール人は、頻りに自由に自らの政治指導者を批判しており、2007 年の総選挙の際にも政権転覆を目指した著しい「抵抗文化」が表面化した。¹⁸ マシュー・アーノルド（Matthew Arnold）は、2006 年危機における暴動は国連やオーストラリア等の外部介入者たちが、怒り狂ったかのような土着住民の政治状況においての彼らの行動の限界を示したと指摘している。¹⁹ これら一連の出来事によって東ティモールに幾年もの間駐留続けた国連ミッションは東ティモール国内の治安向上に対して顕著な役割を果たしたという領域に達していないことが示されたといえる。UNTAET による西洋社会主導の新自由主義の原理を植えつけようとする試みは、権力と資源を求めての国内抗争を悪化させたに過ぎない。²⁰ すなわち東ティモールにおける 2 つの外部介入者であるインドネシアと国連は、東ティモールにおける敵対と戦いという 2 つの文化を理解し損ねたためにその国家建設を成功裏に終わらせることができなかったという意味において共通の経験を得たと結論付けることができる。言い換えればそのような民族性を有する国家においては、外部組織による強制的な介入よりもその国民の直接参加による方法での国家建設のほうが効果的である。

東ティモールにおいて参加型国家建設を積極的に取り入れるべき 2 つ目の要素として経済的側面をあげることができる。この経済的側面における参加型国家建設の優位性は多くの発展途上国において当てはまるといえる。この要素は、東ティモールにおいてはとりわけ移行期の司法の分野において正当化される。たとえば紛争期における反人道的犯罪の犠牲者たちは、正義よりも賠償や補償により多くの関心を払う傾向にある。ある NGO スタッフは、インタビューを受けた際に次のように答えたという。

私たちが紛争未亡人に裁判について聞いてみると、彼女らはたいてい裁判が正当におこなわれているかどうかよりも彼女らの日々の生活の安定や向上の方が重要だという。彼女らは自分の子供たちを学校に行かせることの方を優先すると言い、中には NGO のような外部介入者が、彼女たちの生活を援助できなければ、その外部介入者たちはいないのと同じであるという。つまり犠牲者が欲するのは経済的あるいは物質的支援である。²¹

東ティモールにおいて紛争によって残された家族被害者たちの後の人生は、その後続くであろう貧困やあるいは合法的に受ける補償によって多大な影響を受けることになる。²² 同様にジョアン・ウォリス (Joanne Wallis) は、ティモール人はしばしば西洋的な制度による犯罪者の刑務所での拘留に対して不信感を抱いていると指摘している。なぜなら犯罪者を刑務所内に隔離することによって犠牲者たちが犯罪者たちが刑務所で何をしているのかわからないのであり、ましてや日々の暮らしが厳しい一般のティモール人にとって、犯罪者たちが刑務所内で無料で電気や水道を使用し、教育や職業訓練さえも受けられることを快く思わないのである。²³

その点、参加型国家建設は、その地域の資源をその能力に適した分量で生かすことになり、それに携わっているティモール人や地域の人々は、自給自足レベルでの活動を目指し、国連等の外部からの経済援助を請うことが最小限のレベルで維持できよう。対外的な援助というものは不安定であり、常に十分な分量の援助を受けられることは稀なのである。このような慢性的な援助不足というものは、まさに東ティモールの国家建設の過程で見られていることである。

東ティモールでの参加型国家建設を積極的に推進する 3 つ目の理由としてアクセスのしやすさと利便性をあげることができる。東ティモールでは独立以来国家行政機関は極めて中央集権的な構造を有しており、それが首都ディリの外部にまで機能することがほとんどなかった。すなわちディリから離れたところに住んでいるほとんどの者は国家レベルでの行政サービスを受けることがほとんどなかったのである。²⁴ 東ティモールにおける人権擁護者たちは、この国では地方では移動に際して多大な困難が生じ、ラジオ、テレビ、新聞等のメディアにアクセスすることがほとんどできないという失望感を抱いている。すなわち東ティモールでは、西洋型の近代的社会システムにおいては、その利便性に関して大きな問題が生じているといえる。国連もしくは西洋社会主導の国家建設は理想であるが、現実においては東ティモールの人々の直接の参加を促す従来型の伝統的システムのほうがアクセスしやすく利便性に優れている。実際に多くの東ティモール人は、西洋型国家システムの潜在的優位性を認識しているものの、多くのものたちはそのシステムの財政的なコスト高や活動の遅延、さらにはその活動の利用自体の困難性を指摘している。東ティモールの人々のそのような考えは、2008 年に実施されたアンケート調査でも明らかになった。

その調査によると東ティモールの人々は、自分たちの地域の治安維持の責任を負うべきものとして、東ティモール警察や国連警察隊よりも自分たちのコミュニティーの指導者をあげたものの数が5倍の多さを示した。²⁵ 東ティモール警察や国連警察隊ではなくコミュニティー指導者を頼りにする紛争解決方法は、地域の人々のより多くの参加を促し、よってそれは参加型国家建設と呼ぶものに適したものになるであろう。このような国家建設のあり方は、東ティモールの人々によってアクセスしやすく利便性があるために、「輸入された」西洋型システムより人気があるといえる。

参加型国家建設を積極的に取り入れる4つ目の要素として、親近感そして豊富な知識量をあげることができる。東ティモールの人々がその地域の慣行により大きな利便性を感じているのは、それに対する多大な親近感を有しているところもある。リア・ケント (Lia Kent) は、東ティモールの人々は、対外的に取り入れた新しいシステムよりも伝統的な従来の慣行に対してより大きな親近感と優先観を抱いていると指摘した。ケントは、東ティモールの紛争遺族による犠牲者の追悼儀式の慣行について述べた自らの論文において、ティモール人の追悼儀式の様相が、国連主導の移行期の司法制度のそれといかに顕著に異なっているかについて論じている。この論文は、その地域の慣行における精神的で霊的な作法が西洋国家のそれと全く異なることを示している。東ティモールの人々にとって先祖の霊の世界は、現世と同じくらい現実的なものとして捉えている。ケントは、彼らの地域の慣行の一つとしての死者に対する儀式を次のように論じている。

死者に対する儀式は、死者の魂が霊界に無事に到着することを手助けする意味で重要なものとして考えられている。霊界にたどり着くことができず、死者の魂が「さ迷える幽霊」となってしまうと、その霊は現世において疫病や天災をもたらすと言われている。その死者が不慮の事故や紛争によるような不自然な死を遂げた場合、そのような儀式はとりわけ重要性を増し、さもなければ死者の霊は、その家族に復讐を果たすとも言われている。²⁶

国連から派遣された移行期の司法専門家や国家の指導者達が、過去の紛争の歴史と決別し現在の国家建設の取り組みに集中しようとする傾向とは異なり、上記にあげた東ティモールの人々の追悼儀式の慣行では、彼らが如何に死者を敬い、またそれが現世の人々の生活に如何に密接に反映していくと信じられているかが認識される。さらに、このような死者の追悼儀式には、独立や自由を求めて命を犠牲にした家族に対して、国家の指導者たちは何の補償も施さずに彼らは国家から見捨てられたという事実に対して抗議や不満を表す手段として捉えられているものもある。²⁷ このように、地域の人々の死者に対する追悼儀式をはじめとするさまざまな伝統的な慣行は、多くの生存者や未亡人にとって、西洋型

の司法システムより意義のあるものとして考えられている。

デボラン・クミンズ (Deboran Cummins) は、東ティモールでは彼らにとって「新しい民主主義」は異なった政党間での紛争を生むことになり、ナヘビティブーツ (*nahe biti boot*) に代表されるような土着の慣習を含む従来の「古い民主主義」はコミュニティー内における政治活動の参加を促し、紛争を解決し、コンセンサスを導き、コミュニティーが一体化されると述べている。そのような伝統的な慣習は、東ティモールの農村地域では高い正当性や重要性を有していると広く認識されている。クミンズは、彼らのこのような認識は、たとえ中央政府が異なる認識を示したとしても、変えられることも影響されることもないと加えている。²⁸

東ティモールの人々の伝統的な制度や慣習を好む傾向は、参加型国家建設の概念にも相通じるものがあるが、このような傾向は彼らの現代西洋型システムに対する知識の欠乏にも原因がある。たとえばサイモン・ロビンソン (Simon Robinson) は、西洋型和解手法である受容真実和解委員会 (Commission for Reception, Truth and Reconciliation in East Timor: CAVR) に対して東ティモールの人々がどれくらい知識を有しているかを問う調査を行った。その結果は、表 1 で示すとおり大多数のもの (42 + 41 = 83%) が CAVR そのものに対する知識は有しているものの、その知識の詳細な内容を知るものはわずかなものであった。すなわち CAVR を聞いたことがあると答えたものの約半数に当たるものがその具体的な任務を知らないのである。紛争犠牲者の家族の多くは、彼らに与えられる直接の利益を求めて、CAVR ではなく退役軍人委員会の方に接触を求める傾向にある。²⁹

表 1: 東ティモールの人々の地区ごとにおける受容真実和解委員会 (CAVR) に対する知識

Did family know CAVR?	Dili	Lauten	Bobonaro	Manatuto	Total
No	0%	28%	11%	53%	27%
Know vaguely	38%	50%	44%	20%	42%
Know well	62%	22%	44%	27%	41%

Sources: Simon Robinson "Challenging the Therapeutic Ethic: A Victim-Centred Evaluation of Transitional Justice Process in Timor-Leste", *The International Journal of Transitional Justice*, Vol. 6, 2012, p. 98

ロビンソンは、CAVR に見られるようないわゆる「治療型の倫理観」というものは、それがたとえ移行期の司法制度に支持されているようなグローバルな手法であっても、東ティモールにおいての紛争犠牲者にとっては大きな印象を受けるものでなかったという結論に達している。³⁰ それはそのような西洋的倫理観がティモール人が真に欲しているものに応えている物ではなかったからであろう。

結論を述べれば、表面上は東ティモールの人々が死者の追悼儀式を求める理由はその親近感からによるものであり、また彼らが CAVR を求めづらいう理由はその知識の欠落からであるが、その深層構造にあるものは親近感や知識に加えて上記に述べたような根本的な

文化の違いや経済的側面も見逃せない。そのような観点からも親近感、知識の豊富さ、文化や経済的側面も考慮して参加型国家建設に対する高い評価を見出すことができる。

3.2 消極的な要素

他方で東ティモールにおいて参加型国家建設を推進することを妨げる、いわゆる消極的な要素も考えられる。言い換えれば、東ティモールにおいて参加型国家建設を行う上で懸念される点もいくつか考えられるということである。

東ティモールの参加型国家建設を推進する上で懸念される消極的な要素でまず第一にあげられる事は、物資や専門性の不足への懸念である。1999年以来の国連機関や諸外国の東ティモールへの介入がなければ、言うまでもなく2002年に東ティモールは独立を果たせなかったであろう。独立を果たした後も東ティモールは依然世界の最貧国のひとつとしてあげられる。たとえば2010年の東ティモールにおける一人当たりの国内総生産は928ドルに過ぎず、これはランキングにすると世界181か国中173位にあたる。³¹ 国連やドナー国家から授けられた物資や専門知識がなければ、東ティモールの国家建設の過程は、現在よりもかなり遅れをとっていたことは間違いない。多くの専門書や国連の公文書等が結論付けているように、東ティモールは国家建設のために更なる物資や技術訓練が必要である。それゆえ、もし参加型国家建設が過度に推進されるようなことがあれば、国際社会からの援助の流れや、NGO等の物資の提供が消極的になり、東ティモールの国家建設が完全に停滞してしまうという懸念が残る。

東ティモールの参加型国家建設を積極的に取り入れることへの懸念として考えられる第2点目の要素として、国家主導で行われる国家建設における政治的正当性の欠如の問題がある。2002年の独立以来東ティモールでは、西洋社会の民主主義制度では不可欠とされている自由な政治的対話というものがほとんど存在していない。たとえば、UNTAETの時代において新たに65名の地域行政官が任命されたところ、その中の62名もがフレティリンの党メンバーから選ばれたという驚きに値する事実がある。³² このような事実の背景には、東ティモールの独立抗争に関する長い歴史が関連してくる。言い換えれば、そのような抵抗や交戦の苦悩の歴史を東ティモールの人々が経験しているがゆえに独立後の国内政治において、人々が国内政治のあり方について誤った認識をしていると考えられる。たとえば2003年の世論調査では、全体の45%の回答者が政党間の競争が悪いことだと考えている。そして15%もがそのような政党間の競争が1975年に起こったような内乱につながるであろうと考えている。³³

国内司法制度における政治的正当性においても問題点が指摘される。たとえば前述した2006年の国内危機において、東ティモールの国軍は、同年5月26日に8人の東ティモール警察の将校を殺害し、ディリの地方裁判所から懲役10年から12年の判決を受けた国

軍兵の身柄の引渡しを拒否したのである。その8人の兵士の一人は同年12月にラモス・ホルタ（Ramos Horta）大統領より恩赦を受け、さらに3人の兵士はディリの陸軍本部の現時施設に保護され続け、給料まで支払われているという。³⁴ 同様に前述のマシュー・アーノルドは、そのような刑事責任が問われないという事態が続くようであれば、それは国家において「罰せられるべきものが罰せられない（impunity）」という文化が蔓延し、その社会全体が悪影響を受けるであろうと警告している。2006年の危機問題における国連特別調査団は、この一連の事件において裁判を受けるべき者たちの数は80名にもものぼると言う。アルカティリ内閣のロバト内務大臣や4人の国軍エリート将校も有罪判決を受けたものの誰一人服役することはなかった。³⁵ そのような司法上・政治上の不当な状況が見受けられれば、その国家はそのような部門における専門家の派遣を受け入れる必要がある。前述したデモラン・クンミズもまた現在の民主主義の理念の重要性を軽視するのは誤りであると主張している。そもそも東ティモールの人々が長いポルトガルからの植民地支配そしてインドネシアとの併合から解放されて現在の独立に至ったのは、自ら民主主義国家を構築するが為ではなかったのか。³⁶ 結論として、紛争後の新興国家において、国内政治指導者に過度に依存する傾向にある参加型国家建設は、政治正当性において否定的な結果につながりかねないのである。

東ティモールにおける参加型国家建設を推進することへの消極的な要素として3つ目にあげられるのが、フェミニズムの問題に代表されるような平等性や公平性の問題である。そもそも東ティモールにおいて、リサン（lisan）と呼ばれる伝統的な国内の紛争解決のための儀式において、女性は意見を述べる権利がないことがしばしば見受けられる。このことは男女平等を保障する民主主義を追求する上では多少なりとも懸念されるべきことである。また東ティモールの独立抗争時代の紛争被害者における補償問題に関して伝統的に優遇されるのは女性ではなく男性である。なぜなら男性のほうが物理的そして社会的な権力を有しているために、新しい独立国家の安定に対して彼ら男性が何らかの圧力を加えた場合に国家が受けるダメージが大きいからである。同様な理由で、男性の中でも集団ではなく個人が単独で補償を求めてきた場合や都会ではなく山奥の地方出身の男性も、補償問題では差別を受けているといわれている。しかし女性の補償に関する差別問題において注目すべきことは、女性はインドネシアに対する独立抗争時代には消して無力ではなかったということである。すなわちその時代において東ティモールの女性たちは、いわゆるインドネシアとの独立闘争において、いわゆる「地下活動」といわれる秘密裏の行為や、戦闘前線への食料の供給、さらには上級将校の家庭内保護等の大きな役割を果たしたと言われている。さらに戦争未亡人の苦悩の中には、彼女たちはインドネシア軍や自らのコミュニティーのメンバーからさえも暴力や性的搾取の被害を受けやすいこともあげられる。³⁷

もし東ティモールにおいて参加型国家建設がこのような国際的な人権擁護の基準を過小評価するようなことがあれば、この国家内でジェンダーに関する問題がさらに深刻化していくであろう。

4. 東ティモールにおける参加型国家建設：司法分野をケースとして

本論の最後に東ティモールにおける参加型国家建設の可能性として司法分野を取り上げる。この司法分野の中でもとりわけ家庭内での女性への暴力問題について取り上げる。東ティモールにおいて女性への暴力問題は顕著であると言われている。この問題に対して国家建設におけるエキスパートである国連はどのような取り組みをしているのであろうか。それに対して東ティモールの人々の参加を中心とする従来型の司法制度における取り組みはどのようなものであろうか。ここでは本論の前半部で提示した参加型国家建設の6つのキーワードに即して分析してみる。

4.1 文化的側面の重視について

東ティモールにおける国家建設が UNTAET の設立によって本格的に始められてから、国連は一貫して西洋型の司法制度の構築に努め、東ティモールの伝統的な司法制度に注目することはほとんどなかった。しかし東ティモールの人々にとって西洋型の司法制度は、エイリアンの如く別世界の制度であった。そのみならず、そのような制度は東ティモールの生活や文化に即していないことがわかる。

たとえば西洋型の司法制度には有罪者の刑務所における服役というものがあるが、東ティモールの文化においては懲役や禁錮という概念がない。西洋社会では懲役や禁錮というものが屈辱的なものであるがゆえに刑罰のひとつとして有効なものであるが、東ティモールでは屈辱的なものとして捉えていない。それゆえ前述したように、刑務所での拘禁というものは、東ティモールでは無料の住居が与えられ、1日3食の食事が与えられ、労働の義務がないという、いわゆる「特権」としてしか考えられないのである。³⁸

次に西洋文化においては他人に暴力を加えることが比較的重罪として捉えられるが、東ティモールの文化での暴力行為は、西洋文化ほど厳しく非難されない。他人の健康を損ねるような大きな暴力でなければ、その行為は現地固有の法律では罰せられることはあまり見受けられない。よって現在東ティモールで行われている西洋型主導の国家建設では、人々が自分では決して刑罰に値するとは思っていない行為で刑務所に入れられるということがある。

また西洋社会では、刑罰はあくまでもその犯罪行為を行った個人のみ適用されるが、東ティモールでは個人が犯した犯罪行為でも、それは家族全体の事と考えられ、その犯罪

行為に対する罪や非難は家族全体で考えていかなければならない。

さらに西洋文化において、人権擁護には重要な価値観が置かれ、それゆえ人権問題は西洋司法制度においては重要項目のひとつである。しかし東ティモールの司法制度において人権擁護は、中心的な役割を果たすことがない。西洋社会では人権という価値観は、他には代え難いものであり、よって人権侵害を犯したものは、先述したように個人が責任を問われ刑罰を受けるが、東ティモールではその刑罰の一環として、被害者に物品を送ることがある。すなわち東ティモールでは、個人と物品の両方が償いの対象として同じ価値を有していることになる。³⁹

以上述べたように司法制度において、西洋文化と東ティモールの文化では大きな相違がある。よって司法制度における国家建設では、それに携わる者は東ティモールの文化の知識を事前に習得していく必要がある。前述したように、UNTAETが東ティモールの伝統的な司法制度やその文化的背景に注目しなかったことは明らかにその後の国家建設に負の影響を与えたと考えられる。その点においても東ティモールの文化に精通している東ティモール人の直接の参加を促進する参加型国家建設が奨励される。

4.2 底上げ政策・オーナーシップや地方分権について

東ティモールの国内紛争解決における現地固有の司法制度の中に、アダット (adapt) というものがあり、家庭内における女性への暴力問題もアダットを通して解決を促されることが多い。⁴⁰

アダットによる解決方法は複雑なものではない。アダットは被害を受けた個人の家族（家庭内暴力であれば、暴力を受けた妻の実家）により始められる。彼らは、この問題を解決するための文化的な力を持つ家族に仲介を要請する。その仲介を引き受けた家族のメンバーは、家庭内暴力の当事者である男女から事情聴取を行う。仲介者は、双方から話を纏め上げ、どちら側（または双方）が非難もしくは罰則を受けるかを判断する。その結果、賠償として金銭もしくは物品の授受が双方の家族間でなされる。⁴¹ さらに罰則には、（このような行為を繰り返さないという内容の）口頭もしくは書面による誓約、コミュニティにおける奉仕活動、公共からの非難等も含まれる。

西洋社会における司法制度では、犯罪者を警察、検察、裁判、という専門職者に依存し、家族やコミュニティの関与は最小限にしようという配慮や努力が窺われる。一方アダットにおけるシステムでは個人だけでなく、事件に関与した家族、さらには彼らを包括するコミュニティ全体が事件に積極的に関わっている。これは、コミュニティにおける家族内の問題や、より広範囲の地域での問題の問題をコミュニティに属する人々が、自分たちの問題として取り上げ、自分達がその問題に参加し、進んで関与していくことによってそのコミュニティ全体の向上・改善を図っていくものである。明らかにこれは底

上げ政策やオーナーシップを向上させるものであろう。

実際に東ティモールの人々は一般的にこのアダットという伝統的な司法制度に対して肯定的な意見を有している。2004年に実施されたアジア・ファンデーション（Asia Foundation）による調査によると91%の回答者がアダットは公正であると考え、86%の者はアダットにおいて女性の権利が保障されていると答えている。⁴²これは前述した参加型国家建設が、ジェンダーの問題において懸念を残すという一般的な主張と異なるものであった。

地方分権という点はどうであろうか。国連が導入した西洋的制度では、警察を中心とした中央集権構造を有していたが、アダットによる伝統的なシステムでは、細分化されたコミュニティの指導者を中心として権力が分散される。実際に2005年に国連人口計画（UNFPA）によって東ティモールで実施された調査によると回答者の81%がコミュニティの法と秩序の維持の責任を持つ者は、その地域の指導者であるべきだと考えており、その責務を国家警察が追うべきだと考えている者は全体の14%に過ぎないことが分かった。⁴³

4.3 脱自由主義的平和構築や脱西洋型民主主義の立場から

確かに、キャロライン・グレイドン（Carolyn Graydon）は、東ティモールにおける司法制度は、人権保護能力の欠落、意思決定機関における一貫性の欠如や腐敗政治の存在、専門職における専門技能の問題等をあげ⁴⁴、西洋型自由主義的、あるいは西洋型民主主義の優位性も認めている。それに対抗すべく東ティモールでの国連主導の自由主義的平和構築や西洋型民主主義の形成の過程はどうであったのか。

UNTAETはその活動期において家庭内暴力に関連する国内法の整備には消極的であった。⁴⁵よって暴力を受けた被害者が国内の司法制度を通して、公正な措置を受けられるという保証はなかったのである。事実セルジオ・ロボ（Sergio Lobo）という著名な外科医が家庭内暴力で起訴されたが裁判の結果彼は無罪になった。その理由としては、彼の医師としての高い技量を考慮すると彼を有罪にはできないというものであった。⁴⁶国連やドナー国家から指導を受けた裁判所であったが、この判決は民主主義に基づいたものとはとても思えない。

その一方でUNTAETが女性への暴力問題を解決すべく2つの組織を立ち上げたことは評価できる。その2つの組織とは、東ティモール政府の総理府内に設立された、女性の権利の保障を目的とした平等促進事務所（the Office for Promotion of Equality: OPE）と国連警察隊内の弱者保護部（the Vulnerable Persons Unit: VPU）である。OPEは、立法機能を強化し、男女平等の文化を構築することにより女性への暴力問題に対応し、そのことにより政府の全体の能力向上を目指した組織である。OPEは一定の成果をあげ、成功

したケースと見られている。しかし一方でその評価においていくつかの問題も指摘された。たとえば OPE の東ティモール人スタッフは適切な技能を見つけていなかったとの指摘である。また彼らを指導するはずの UNTAET の国際スタッフも指導能力に欠けていたとされている。彼らは東ティモール人スタッフを指導するにふさわしい現地の言語能力を身に付けていなかったからである。ソフィ・オスピナ (Sofi Ospina) は、OPE の業務における効率性の低減は、国際スタッフによる異文化理解能力の欠如に原因があるとしている。⁴⁷

一方 VPU は、女性スタッフのみで構成され、女性の暴力における被害者を支援する NGO に対しても親密なネットワークを結んでいる。VPU の設立以降、警察に家庭内暴力に関する被害届けを提出する女性の数が著しく低下しており、VPU に対する評価も良好である。実際に 2002 年 UNTAET の任務を引き継いだ UNMISSET 期において VPU の事務所は東ティモール全ての地区に設立された。一方、VPU も OPE 同様にいくつかの問題を指摘されている。たとえば JSMP のレポートによると、ある VPU スタッフは、家庭内暴力の被害届けを出した女性に対して、家庭内暴力やレイプは深刻な事件に当たらないとして、その届け出を取り下げるよう促したというケースも見受けられた。⁴⁸

また東ティモール国家警察の技能や能力はいかなるものであろうか。この点に関して東ティモール警察の職務能力や士気の欠落というものは広く指摘されている。警察官の中には、家庭内暴力のような行為は警察ではなくアダットのようなコミュニティー内の紛争解決機関を利用するように促すものもある。東ティモール警察は腐敗が蔓延しており、正当性・透明性に欠けるという認識が一般的になっている。また東ティモールの人々の中には国家警察というとインドネシア統治時代においてインドネシア警察の庶民に対する抑圧的で残虐な行為を連想する者も多く、それゆえ現在の国家警察に対する信頼も厚いとは言えない。

それでは東ティモールの政治指導者は、UNTAET や UNMISSET の時期において国連主導の西洋型自由主義や民主主義をどのように考えていたのであろうか。この時期に東ティモールの大統領であり、インドネシアからの独立闘争時代の英雄であったシャナナ・グスマオ (Xanana Gusmao) は、西洋型価値観の導入に関して、次のような冷笑的なコメントも残している。

我々は、現在それまでになかった新たな事象に直面している。それは新たな価値観に飢えている東ティモールの人々に対して、何百人もの国際専門家たちが運び込もうとしている新しい基準への取り付かれたような需要姿勢である。それが愚かに思えることは、我々東ティモール人がそれらの新しい基準を吸収しただけで民主的な社会が垣間見えたとか、独立国家を自由に扱えるようになったと喜んでいることだ。⁴⁹

グスマオ大統領は、この国連を中心とした東ティモールへの物質的・財政的援助を始めとする対外支援に感謝しつつも、新たな西洋型民主主義や資本経済社会への急激な移行への試みに少なからず違和感を覚えたのではなかろうか。さらにそのような急激な変化を東ティモールの人々が盲目的に受け入れていることに対して、上記のような発言をすることによって一種の警戒を人々に与えたと考えることができる。

4.4 ハイブリッドな国家建設の可能性について

それでは国連主導の西洋型司法制度は、東ティモールでの伝統的な紛争解決制度であるアダットを受け入れることができるであろうか。言い換えればこの新旧の2つの制度は共存することができるであろうか。このような司法制度に関するハイブリッドな国家建設に関しては、前述した JSMP によって長い間調査されてきた。その調査の一部として 2006 年 2 月にその調査分析結果が発表された。その調査の内容は、2005 年 4 月から 12 月の間に東ティモールの地方裁判所に提出された女性に対する暴力事件に対して、起訴され判決を受けた 12 のケースを対象としたものである。そして表 2 を示す通り、この 12 のケースの内 4 つのケースが伝統的なアダット制度を通して判決に至った。

表 2: 東ティモールの州裁判所で女性への暴力事件に対してアダットを使用したケース (2005 年 4 月 - 12 月)

No.	日付および裁判所	容 疑	アダットの関与	裁判でのアダットの使われ方	裁判所の判決
1	2005. 10. 4 ディリ裁判所	地元市場における他人による未成年へのレイプ	加害者家族が被害者家族に接近するも受け入れられず。よって地元警察は関与しながらアダットによる交渉が続く	裁判中に両者が合意に達し、後にアダットによる解決を望む	アダットによる交渉を優先し、判決の遅延を承認
2	2005. 10. 11 スアイ裁判所	継父による娘への 3 度にわたるレイプ	アダットが最初に使用されながらも解決されず警察が関与する	使用されず	アダットは言及せず
3	2005. 10. 18 オクシ裁判所	地元看護師による 17 歳の少女へのレイプ	アダットが最初に使用されながらも解決されず警察が関与する	検察側が、被告がアダットにおいて容疑を認めたという酋長の証言を裁判で活用	酋長の証言を認め、判決への一要因とする
4	2005. 11. 22 オクシ裁判所	男性親族による未成年へのレイプ	警察が関与した後にアダットが採用される	原告側が、アダットにより両者の家族との間で合意に達したことにより、これを判決に考慮するように依頼	被告を拘禁刑とするもアダットによる合意も考慮し、被告側の原告側に対してアダットによる罰金の支払いも要求する

Sources: JSMP "The Law of Gender-based Violence in Timor-Leste, April-November, 2005", Dili, Timor-Leste, February 2006, p. 26

上記の結果から JSMP は、東ティモール社会では西洋的司法制度と伝統的なアダットが互いに依存しながら機能しているという結論に達し、東ティモール人が両制度を同時に

追求することに矛盾を見出すことはないとした。⁵⁰ すなわち国連主導の司法組織は、東ティモールにおいて彼らの採用する西洋型制度の優位性を認識しつつも、伝統的な紛争解決方法を放棄するのではなく、むしろそれを伝統的な交渉媒体として取り入れるべきであろう。

5. 結論

本論は、紛争後の国家における住民参加型の国家建設という概念を導き、東ティモールをケースとして取りあげた。本論は、参加型国家建設の概念に対する理解の向上のためにその関連する6つキーワード（オーナーシップ・底上げ政策、地方分権化、脱自由主義的平和構築、脱西洋型民主主義、文化的側面）を取り上げた。参加型国家建設を促進するには、これらの事象を向上させていくことが考えられた。

本論は次に参加型国家建設を東ティモールに焦点を当てて論じた。まず東ティモールにおける参加型国家建設をする上での一般的で大きな枠組みでの長所・短所を考え、それを積極的に推進する要素と、それを推進する上で懸念される消極的な要素をあげた。その結果、積極的な要素として4項目（民族性、経済的側面、アクセスのしやすさと利便性、親近感と豊富な知識量）、そして消極的な要素として3項目（物資や専門性の不足、正当性の問題、平等性や公平性の問題）が指摘された。積極的な要素としては、歴史、文化人類学、そして社会学的な側面が色濃く出され、消極的な側面では政治学的側面が顕著であったといえる。経済的・財政的側面が積極的側面・消極的側面双方に見られた。この積極的要素と消極的要素は、その分量としては拮抗しており、その見地からも参加型国家構築についてさらなる研究や分析をする価値を有することが伺われた。

さらに東ティモールにおける参加型国家建設に関しての具体的なケースとして女性への暴力における紛争解決および司法制度について、上記の6つのキーワードに即して分析した。その結果、文化的側面については東ティモールにおける紛争解決および司法制度は、西洋型のそれとは文化的な背景がまったく異なることがわかり、国連主導で司法制度を取り入れる際には、参加型国家建設にも大いに注目すべく現地人の採用を奨励した。底上げ政策・オーナーシップおよび地方分権に関しては、現地固有の紛争解決方法であり、底上げやオーナーシップの性格および地方分権の構造を色濃く帯びているアダットが現在でも東ティモールでは大きな信頼を置かれていることが認識された。脱自由主義的平和構築や脱西洋型民主主義においては、この議論においては拮抗しており、OPEやVPUという国連主導のいわゆる自由主義型および西洋型組織は、一長一短であり否定はできないが、上記のリッチモンドの指摘どおりに西洋型民主化への過度に迅速な流れを垣間見ることができた。そしてハイブリッドな国家建設に関しては、JSMPの調査を見れば肯定的な

傾向は明瞭であり、アダットと西洋型司法制度の共存が望まれることとなった。

以上をまとめると、東ティモールにおける参加型国家建設は積極的に進める価値があることが認識される。これは UNTAET や UNMISSET が行ってきた西洋型国家建設を否定するものではない。かつこの東ティモールの司法制度というごく一部の問題で全体の結論を言うのは早計である。しかしこれからの紛争後の国家建設においては、本論をで取り上げた6つのキーワードに当たる項目をこれまで以上に深く意識をし、住民参加をこれまでより奨励するアプローチを国連やドナー等の国家は必要になってくると本論では考えられた。そしてそれを肯定するための参加型国家建設に関するさらなる調査研究が望まれる。

- 1 Paris R. *At War's End: Building Peace after Civil Conflict* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004)
- 2 Chopra J. and Hohe T. "Participatory Peacebuilding", in Keating T. and Knight W. A. (eds.) *Building Sustainable Peace* (Tokyo: United Nations University Press, 2004), p. 257
- 3 UN Document S/2004/616 *The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post-Conflict Societies*, Report of the Secretary-General, 23 August 2004, para. 15
- 4 Fukuyama F. "Stateness First", *Journal of Democracy*, Vol. 16, No. 1, January 2005, pp. 86-87
- 5 Chesterman S. "Ownership in Theory and in Practice: Transfer of Authority in UN Statebuilding Operations", *Journal of Intervention and Statebuilding*, Vol. 1, No. 1, March 2007, pp. 9-10
- 6 Hejike M. and Van den Berg D. "Dynamics between Decentralisation and Peace Building", *IKV Pax Christi and VNG International*, 2011, p. 4
- 7 Wallis J. "A Liberal-local Hybrid Peace Project in Action? The Increasing Engagement between the Local and Liberal in Timor-Leste", *Review of International Studies*, 2012, pp. 19-20
- 8 Hejike M. and Van den Berg D. pp. 5-6
- 9 Jones L. "(Post-) Colonial State-building and State Failure in East Timor: bringing social conflict back in", *Conflict, Security & Development*, Vol. 10, No. 4, September 2010, p. 550
- 10 Richmond P. O. "Becoming Liberal, Unbecoming Liberalism: Liberal-Local Hybridity via the Everyday as a Response to the Paradoxes of Liberal Peacebuilding", *Journal of Intervention and State-building*, Vol. 3, No. 3, November 2009, p. 340
- 11 Richmond P. O. *The Transformation of Peace* (New York: Palgrave Macmillan, 2005), pp. 178-178
- 12 Inoguchi T. "Asia-style Democracy?" in Inoguchi T., Newman E., and Keane J. (eds.) *The Changing Nature of Democracy* (Tokyo: United Nations University Press, 1989, pp. 173-183
- 13 Pauligny B. "Peacekeepers and Local Social Actors: The Need for Dynamic, Cross Cultural Analysis", *Global Governance*, Vol. 5, p. 419
- 14 Rubinstein A. R. *Peacekeeping under Fire: Culture and Intervention* (Boulder and London: Paradigm Publishers, 2008), p. 37
- 15 MacGinty R. "Hybrid Peace: The Interaction Between Top-Down and Bottom-UP Peace", *Security Dialogue*, Vol. 41, No. 4, 2010, p. 397

- 16 Jones L. “(Post-) Colonial State-building and State Failure in East Timor: bringing social conflict back in”, *Conflict, Security & Development*, Vol. 10, No. 4, September 2010, pp. 555-556
- 17 Ibid. p. 558
- 18 Wallis J., “A Liberal-local Hybrid Peace Project in Action? The Increasing Engagement between the Local and Liberal in Timor-Leste”, *Review of International Studies*, 2012, p. 12
- 19 Arnold B. M. “Challenges Too Strong for the Nascent State of Timor-Leste”, *Asian Survey*, Vol. 49, Issue 3, p. 447
- 20 Jones L. p. 558
- 21 Kent L. “Local Memory Practices in East Timor: Disrupting Transitional Justice Narratives”, *The International Journal of Transitional Justice*, Vol. 5, 2011, p. 450
- 22 Robins S. “Challenging the Therapeutic Ethic: A Victim-Centred Evaluation of Transitional Justice Process in Timor-Leste”, *The International Journal of Transitional Justice*, Vol. 6, 2012, p. 96
- 23 Wallis J., pp. 14-15
- 24 Wallis J., pp. 14-15
- 25 Ibid. p. 14
- 26 Kent L., p. 442
- 27 Ibid. p. 444
- 28 Cummins D. “Democracy and Democracy? Local Experiences of Democratization in Timor-Leste”, *Democratization*, Vol. 17, No. 5, October 2010, p. 905
- 29 Robins S. “Challenging the Therapeutic Ethic: A Victim-Centred Evaluation of Transitional Justice Process in Timor-Leste”, *The International Journal of Transitional Justice*, Vol. 6, 2012, p. 98
- 30 Ibid. p. 104
- 31 World Development Indicator database, World Bank 2010
- 32 Simonsen G. S. “The Authoritarian Temptation in East Timor: Nationbuilding and Need for Inclusive Governance”, *Asian Survey*, Vol. 46, Issue 4, 2006, p. 583
- 33 Ibid.
- 34 Shin B. S. “Timor-Leste in 2009: Making 10 Years of Independence or Dependence on International Assistance?”, *Southeast Affairs* 2010, p. 348
- 35 Arnold B. M. “Who is My Friend, Who is My Enemy? Youth and State-building in Timor-Leste”, *International Peacekeeping*, Vol. 16, No. 3, June 2009, p. 387
- 36 Cummins D. “Democracy and Democracy? Local Experiences of Democratization in Timor-Leste”, pp. 906-907
- 37 Kent L. “Local Memory Practices in East Timor: Disrupting Transitional Justice Narratives”, pp. 441-446
- 38 Graydon C. “Local Justice System in Timor-Leste: washed up, or watch this space?”, *Development Bulletin*, No. 68, 2005, pp. 66-70
- 39 Hohe T. and Nixon R. “Reconciling Justice: “Traditional” Law and State Judiciary in East Timor”, paper for the United States Institute of Peace, January 2003,
- 40 アダットは、インドネシア語を語源としており、その意味は伝統的な紛争解決方法やそれを含む伝統的な法律全体を言及することがある。しかしアダットの行為を指すものではなく、またアダットの内容も東ティモールにおいて地域性があることに留意すべきである。The Judicial System Monitoring Programme (JSMP) “The Interaction of Traditional Dispute Resolution with the Formal Justice Sector in Timor-Leste” *Justice Update*, November 2005, p. 2
- 41 Swaine A. “Traditional Justice and Gender Based Report”, International Rescue Com-

- mittee Research Report, August 2003, p. 2
- 42 Asia Foundation, Working paper “Law and Justice in East Timor: A Survey of Citizen Awareness and Attitudes Regarding Law and Justice in East Timor”, Dili, February 2004, p. 56
- 43 United Nations Population Fund (UNFPA), *Gender-Based Violence in Timor-Leste*, Consultative Meeting, UNFPA, Bucharest, Romania, 17-20 October, 2005, p. 36
- 44 Craydon C. pp. 60-70
- 45 Bull C. *No Entry without Strategy* (Tokyo: United Nations University Press, 2008), p. 213
- 46 Ibid. pp. 213-214
- 47 Ospina S. “A Review and Evaluation of Gender-Related Activities of UN Peacekeeping Operations and their Impact on Gender Relations in Timor-Leste”, Department of Peacekeeping Operations Headquarters, the United Nations, 11 July 2006, p. 11
- 48 Judicial System Monitoring Programme (JSMP) “Police Treatment of Women in Timor Leste”, Dili, Timor-Leste, January 2005, pp. 10-11
- 49 シャナナ・グスマオによるスピーチより。2001年10月オーストラリア・メルボルンにて
- 50 JSMP “The Law of Gender-based Violence in Timor-Leste, April-November 2005”, Dili, Timor-Leste, February 2006, pp. 26-27